

産業カウンセラー倫理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、産業カウンセラーが倫理綱領の理念を具体的に実践し、専門職としての品位を保持しながら誠実に職務を遂行するための行動上の規範を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、日本産業カウンセラー協会に所属する全ての産業カウンセラーに適用される。

(遵守義務)

第3条 産業カウンセラーは、本規程を十分に理解し、誠実に遵守しなければならない。

第2章 倫理的義務と行動

(誠実な職務遂行)

第4条 産業カウンセラーは、専門職としての責任と使命を自覚し、常に誠実かつ公正に業務を遂行する。

(自己研鑽と資質の向上)

第5条 産業カウンセラーは、専門的知識および技能の習得に努め、倫理的判断力を高めるための継続的な学習を行う。

2 会員の資質向上および倫理意識の涵養を支援するため、支部倫理委員会を置き、その活動を通じて専門職としての成長を促進する。

(守秘義務の徹底)

第6条 産業カウンセラーは、業務上知り得たクライアントや関係者に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

2 守秘義務は、業務終了後も継続して適用される。

(利害関係の管理)

第7条 産業カウンセラーは、クライアントとの多重関係、利益相反、または誤解を招く行為を回避しなければならない。

2 利害関係が生じうる場合には、関係者に対し十分な説明を行い、合意を得るものとする。

(不適切な関係の防止)

第8条 産業カウンセラーは、クライアントとの私的關係、金銭授受、贈与その他不適切な関与を避けなければならない。

(差別の禁止)

第9条 産業カウンセラーは、人種、性別、年齢、国籍、信条、障がい、性的指向、社会的背景等いかなる理由による差別も行ってはならない。

(職業倫理の模範)

第10条 産業カウンセラーは、社会的に信用される行動をとり、その言動・態度において他の模範となるよう努める。

第3章 カウンセリングの実施に関する規定

(インフォームド・コンセント)

第11条 カウンセリングを開始するにあたり、目的、方法、期間、守秘義務の範囲、リスク、料金等についてクライアントに説明し、同意を得る。

(記録と情報管理)

第12条 業務に関する記録は正確かつ適切に作成・保管し、情報の安全性を確保する。情報通信技術を用いる場合も、同様に管理責任を果たさなければならない。

(危機的状況への対応)

第13条 クライアントまたは他者の生命・安全に重大な影響があると判断される場合、関係機関と連携し、適切な対応をとるものとする。

第4章 組織・社会との関係

（組織との関係）

第14条 産業カウンセラーは、組織の目標を理解したうえで、倫理的専門性をもって支援を行い、必要に応じて助言や改善提案を行う。

（公共性の尊重）

第15条 産業カウンセラーは、その行動が社会に与える影響を自覚し、公共の利益に反する行為をしてはならない。

第5章 違反行為への対応

（倫理違反の報告）

第16条 産業カウンセラーは、倫理規程に違反する行為を知った場合、速やかに日本産業カウンセラー協会に報告しなければならない。

2 報告を受けた協会は、本部倫理委員会を通じて必要な調査を行い、適切な対応をとる。

（本部倫理委員会）

第17条 倫理違反に関する通報、調査、審議、並びに懲戒の要否についての判断を行い、協会に対して勧告を行うため、本部倫理委員会を設置する。

（懲戒処分）

第18条 倫理委員会の審議を経て、倫理規定違反が認められた場合、協会は必要に応じて、次のいずれかの懲戒処分を行うことができる。

- （1）指導（口頭または書面）
- （2）警告
- （3）資格の一時停止
- （4）除名

2 協会は、前項の処分を行うにあたり、対象者に対し、事案の経緯報告、反省、および再発防止策を記した始末書（または改善計画書）の提出を求めることができる。

（手続の詳細）

第19条 懲戒に関する手続の詳細は、別に定める「倫理懲戒規程」によるものとする。

(附則)

- 1 本規程は、2026年 6月27日から施行する。